

災害廃棄物搬入時における本人確認方法

通常ごみ以外で受入可能とするもの（下記1～9のもの）		月・搬入者・受入条件				注意点
		3月18日～4月28日		5月2日～		
		個人（本人）搬入	業者に依頼する場合	個人（本人）搬入	業者に依頼する場合	
1	木質がれき	身分証明書を提示し、今回の地震によって落下（倒壊）した旨、組合窓口で伝える。	個人（本人）が身分証明書を持参し業者の車に同乗することを原則とする。	被災証明書の写しを持参し、身分証明書を提示して組合窓口へ提出する。	個人（本人）が身分証明書、及び被災証明書の写しを持参して業者の車に同乗し、組合窓口へ被災証明書の写しを提出する。	災害によって落下（倒壊）したものに限り、 ※瓦の半分が落ち半分が残った。一体的に修理するため全部剥がす工事を行った際、組合へ搬入できるのは落下したもののみ（ブロック塀等も同じ考えで実施）。
2	塩ビトタン					
3	石類					
4	瓦類 ※「ストレート瓦」と「焼瓦」に分別して搬入					
5	コンクリート ガラ					
6	土壁類					
7	石膏ボード					
8	家電リサイクル法対象品（テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機）	被災証明書の写しを持参し、身分証明書を提示して組合窓口へ提出する。	個人（本人）が身分証明書、及び被災証明書の写しを持参して業者の車に同乗し、組合窓口へ被災証明書の写しを提出する。	被災証明書の写しを持参し、身分証明書を提示して組合窓口へ提出する。	個人（本人）が身分証明書、及び被災証明書の写しを持参して業者の車に同乗し、組合窓口へ被災証明書の写しを提出する。	被災時に使用していたものに限り。
9	デスクトップ パソコン等					

・震災によって発生した量の搬入については、現行のルール（個人搬入のみ）での運用とする。